

## 牛肉輸出に係るEUの森林減少防止に関する規則への対応に関するQ&amp;A

	質問	回答（※現時点での当省の見解）
規則内容に関する基本的事項について		
1	2020年12月31日より後に森林伐採が行われていない農場についても地点情報が必要ですか。	2020年12月31日より後に森林伐採が行われていないことを確認するため、輸出牛肉由来の牛が飼養されたすべての農場について地点情報が必要になります。
2	すべての牛由来の牛肉が本規制の対象になりますか。	規則発効日（2023年6月29日）以降に生まれた牛に由来する輸出牛肉に適用されます。
3	森林認証制度を受けていることをもって、地点情報の提出に代えることはできませんか。	規則上、森林認証制度が、EUDRに適合することの証明に活用できるとはされておりません。EUDRに適合していることを証明するためには農場の地点情報を提出する必要があります。
4	「生産国の関連法規に従って生産された製品であること」はどのように証明すればよいですか。	国内で生産・流通され、輸出されるものについては基本的に合法と判断されるものと認識しています。
5	生産者は森林減少に寄与しているか否かについて何らかの追加調査を求められますか。	生産者は飼養地の地点情報を提出することで足り、これまでのところ、EU加盟国の当局において、実地での確認調査をする予定とは聞いておりません。
森林減少に関する該当性について		
6	2020年12月31日より後に森林伐採されていない土地であることを証明する必要があると思いますが、それ以前から営農している農場で飼育された牛由来の牛肉は、輸出を止められる心配はありませんか。	2020年12月31日以降に森林伐採が行われていなければ輸出は可能です。しかしながら、例えば、2020年12月31日より後に牛舎を増設する際の森林伐採を行っている場合などは規制の対象となります。
7	Google Earth EngineとEU Forest Observatoryを利用して森林減少の有無を確認した際に、森林減少が一部	森林減少の範囲について閾値は存在しないため、森林減少部分があれば輸出不可になると認識しています。ただし、EU Forest Observatoryの精度が

	でも見られた場合は輸出不可となりますか。	100%ではないことから、その他の資料によって森林減少していないことを証明できれば、輸出が可能です。
<b>飼料に関するデューデリジェンスについて</b>		
8	本規則では、飼料の生産地情報についても求められますか。	EUDR では大豆かすが対象となっています。大豆かす等の関連製品を飼料として与えられた牛由来の肉を EU 市場において取引する場合には、規則前文において、事業者は、当該飼料についても森林減少フリーであることを確保する必要があるとされていますが、当該飼料自体の地理情報の提出は求められておらず、デューデリジェンスステートメントの申告システム上の入力対象にはなっていません。
9	インポーターへ提出する飼料等給与報告書の様式はありますか。	規則上求められるものではないため様式はありません。
<b>国内体制について</b>		
10	個人情報の提供に関する同意について、書類で同意を得ておいた方がいいでしょうか。	書面で同意を得ていただくべきものであると考えています。同意書の様式を農水省ウェブページに掲載しているため、ご活用ください。
11	例えば、20 農場保有していれば全てデューデリジェンスの証明が必要ですか。	EU 向けに輸出している牛肉由来の牛を飼養した農場であれば、全て証明が必要になります。
12	住所の把握について、家畜改良センターの個体識別検索サービスに掲載されている市町村単位でよいでしょうか。それとも番地まで必要でしょうか。	番地まで必要となるため、家畜改良センターの個体識別検索サービスによることなく、EU 等使用禁止薬剤不使用申告書や同意書などをを利用して住所を把握してください。
13	EUへ提出する最終的な輸出検疫証明書については、食肉衛生検査所で発給している衛生証明書を根拠にして動物検疫所で発給されていますが、食検の衛生証明書に飼養地情報を記載した文書を添付する必要はありますか。	動物検疫所の証明書の発行に際して、飼養地情報は求められていません。そのため、食検の証明書に添付する必要はなく、飼養地情報はあくまで輸出事業者が直接インポーターに提供することとなります。

14	輸出する牛肉由来の牛が飼養された農場のうち、農水省が提示した同意書が提出されなかった農場の飼養地情報は、どのように収集すればよいですか。	飼養地情報が得られない場合は、その個体由来の牛肉を輸出することはできません。どのように飼養地情報を収集するかは個別に都道府県庁等にご相談ください。
15	インポーターは通関前にITシステムに飼養地情報を報告する必要があると承知していますが、通関何週間前までにITシステムに報告する必要がありますか。通関時に必要なデューデリジェンス参照番号はすぐに発行されますか。	通関前に報告すること以外、申告のタイミングに関する規定はありません。ITシステムに必要な情報を登録すると、すぐに通関時に必要な番号が発行されると理解しています。